HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	『公家列影図』に関する二、三の問題
Author(s)	三田, 武繁
Citation	北海道大學文學部紀要, 44(3), 63-97
Issue Date	1996-03-29
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/33667
Type	bulletin (article)
File Information	44(3)_PR63-97.pdf

Instructions for use

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

北大文学部紀要 44-3 (1996)

『公家列影図』に関する二、三の問題

三田武繁

はじめに

現在京都国立博物館に所蔵されている肖像絵巻『公家列影図』[1]は、大和絵系の写実的な肖像画、すなわち似絵の代表的な作品の一つで、これと同様に多数の肖像を集成した肖像絵巻に、宮内庁書陵部保管の『天子摂関御影』[2]や徳川美術館所蔵の『天皇摂関御影』[3]がある。

ところで、いかなる肖像画の研究においても像主の確定がその最も重要な課題の一つであることはいうまでもなかろう。黒田日出男氏が指摘されたように、それは「『肖像画』の歴史的研究の出発点」[4]なのであり、如上の肖像絵巻の研究においても例外でないことは、以下に記すこれまでの研究のありかたからも明らかであろう。

これまでのところ、右の三作品のうち、『天子摂関御影』は、奥書の記述から肖像を描いた画家が似絵の名人として

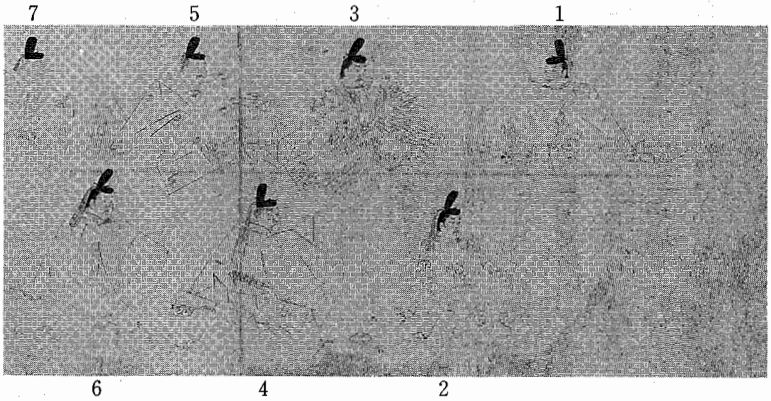

図 1　『公家列影図』（部分、第一紙より第二紙前半）
京都国立博物館蔵

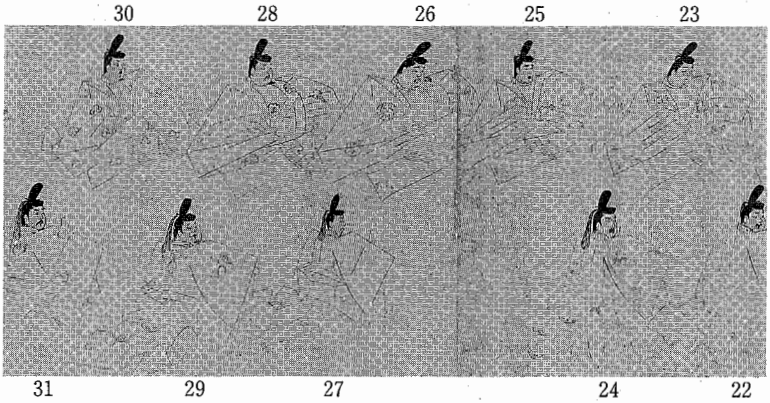

図 2　『公家列影図』（部分、第四紙後半より第五紙）
京都国立博物館蔵

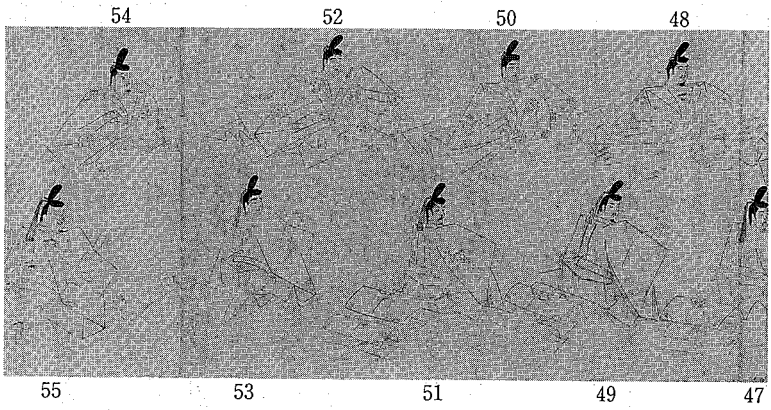

図 3　『公家列影図』（部分、第七紙末より第九紙前半）
京都国立博物館蔵

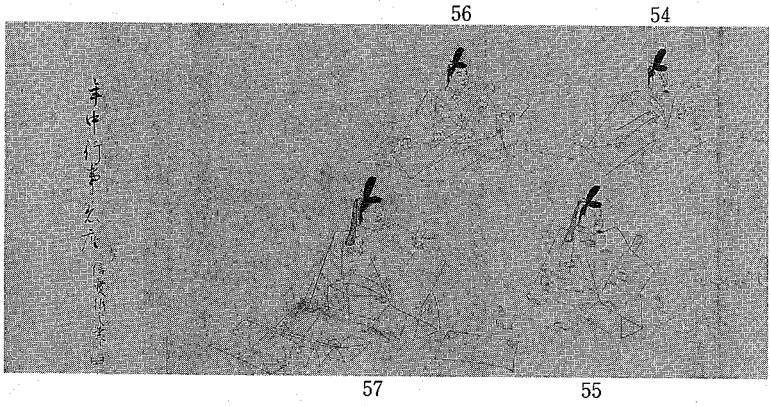

図 4　『公家列影図』（部分、第八紙末より巻末極め）
京都国立博物館蔵

注　図１～４の各肖像の上または下に記した数字は、『公家列影図』の巻首からの配列の順位を示す。

名高い藤原隆信とその子信実を父祖にもつ藤原為信・豪信父子（系図参照）であることが判明し、また制作の際に各肖像に付された人名呼称により容易に像主が特定しうることから、その内容や成立に関する事情について説得力のある説明がなされている。すなわち、『天子摂関御影』とは平安時代末期から鎌倉時代最末期に至る約二百年間の天皇、摂政・関白、大臣の肖像を身位ごとに巻を分け、それぞれの地位・官職への就任順に配列した一大肖像絵巻である、と説明しうるのも、また天皇の追号や制作に関与した人々の関係から最終的な成立時期が十四世紀の半ばと推定されるのも、あるいは藤原為信の生年が宝治二（一二四八）年であるところから、描かれた肖像すべてが為信・豪信父子の実写によるものではなく、父祖隆信以来この家に集積された下絵・模写本などの資料が制作に際して用いられたのであろうと推測しうるのも、すべて制作者と像主を容易に確認しうるからなのである。さらに似絵の出現の時期を議論する際、その時期は十二世紀前半である、とする主張が比較的肯定的に受け入れられているのも、天子巻、摂関巻、大臣巻の各巻の冒頭の肖像が、それぞれ鳥羽天皇（在位は一一〇七―一一二三年）、藤原忠通（関白就任は一一二一年）、花山院家忠（内大臣就任は一一二二年）、といずれも十二世紀前半にそれぞれの地位・官職に就いた人物であることが

系図

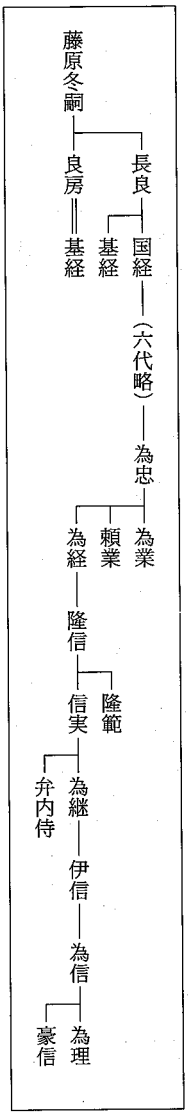

確認されているからなのである。[5]

これに対して、『天皇摂関御影』や『公家列影図』には、それ自体に制作者や像主の名を明らかにする手がかりは残されていない。[6] ただし、この二つの肖像絵巻は、面貌描写の類似性から右の『天子摂関御影』と共通の原資料（下絵・模写本など）に基づいて制作されたのであろうと推測されており、その理解に基づき、それぞれ『天子摂関御影』との比較から像主の名が推定されている。そして制作者や成立年代については、右の推定によって判明する像主の下限を根拠に推測されているのである。また、構図や表現上の特徴から作品の性格を考えようとする試みもなされているが、それとて、絵巻の内容、すなわちどのような人々が描かれているのか、について一定の理解がえられたことを前提に行われているのであり、結局のところ、この二つの肖像絵巻の成立事情に関する説明が説得力をもちうるか否かは、像主の推定が正確であるかどうかにかかっているといってよかろう。

幸いなことに、『天皇摂関御影』の像主名については、天皇影十七体と摂関影十一体は『天子摂関御影』との比較から既に確認され、[7] また『天子摂関御影』に該当する肖像が存在しないためその名前が不明であった九体の法体の人物像も、近年の黒田日出男氏の研究により、仁和寺門跡の法親王であることが明らかにされており、[8] 像主の推定作業は完了しているとみてよいだろう。

他方、『公家列影図』についても、『天子摂関御影』との比較による像主の推定作業が行われ、大半の肖像については像主の名が特定されてはいるものの、[9] いまだに共通の理解がえられていない肖像、すなわち像主の名が未確定の肖像がいくつか残されており、その意味で『公家列影図』に関する研究は、内容や成立事情を考察するために必要な確固たる土台を築き終えていないといわざるをえない。また、これまでに確定した像主名から、『天子摂関御影』に描か

れていながらこの『公家列影図』に描かれていない人物が複数存在することが判明している。この点に関して、何故それらの人物が描かれていないのか、その理由を考えることは、同時に、描かれている人々は何を基準に選ばれているのか、その基準を考えることに他ならないと考えるが、これまでのところ、その理由は必ずしも明らかにされているとはいいがたい。

そこで本稿では、如上の諸点において研究が立ち遅れている感のある『公家列影図』を取り上げ、描かれていない人物について、描かれなかった理由を考え、また像主の名が未確定の肖像について、可能な限りその名前を推定し[10]、かかる作業の中からこの肖像絵巻の成立に関する諸事情を考察していこうと思う。

一　『公家列影図』概観

本節では、次節以下で行う像主の検討の準備作業として、これまでの研究の貴重な成果[11]に導かれながら、『公家列影図』の体裁や、表現上の特徴から推定されるこの絵巻の性格について確認し、さらに内容についての大まかな整理と若干の補足を行うことにする。

まず、現存する『公家列影図』の体裁であるが、この肖像絵巻は十枚の紙を横に貼り継いで作られている。表1は、宮次男氏が測定された料紙の寸法[12]と各料紙に描かれている肖像の数[13]をまとめたものである。この表から明らかなように、肖像が描かれている第一紙から第九紙のそれぞれの横幅は、第一紙が若干短いほかは、ほぼ同じ長さの紙が用いられており、絵巻の完成後現在に至るまでの間に、特定の箇所で切断されたような痕跡は見出せない。また、一紙あ

たりの肖像の個数が平均するとほぼ七体であることに注目しておきたい。なお、巻末の一紙に「年中行事着座[注26]信実朝臣筆（印）」と記されているが、これは制作当時のものではなく、後世貼り継がれたいわゆる極書（鑑定書）であることが既に指摘されており[13]、それゆえ、現在ではこの極書に依拠して内容や制作者が議論されることはない。

次に、構図や表現上の特徴から知られる『公家列影図』の性格を確認しよう。

第一点としては、この肖像絵巻は人物の全身像を描きながらも、制作者の主眼がそれぞれの人物の面貌の描写にあったということである。このように推測される根拠として、以下の二つの表現上の特徴をあげることができよう。まず一つめは、面貌描写と装束描写との著しい違いにある。すなわち、描かれている人物は全て束帯を着すが、頭部の冠を除けば、袍や下襲の裾、平緒、太刀、笏などには彩色が施されておらず、墨線を引くのみの簡略な描写ですませてあるのに対し、面貌描写は、輪郭を描く際に細い線を何本も引き重ねるなど似絵の特徴的な技法を用いた極めて丁寧な仕事がなされており、また、色彩的には概して単調なこの絵巻の中で、淡黄色に塗られた顔面や薄く紅をさした唇、あるいは黒々とした冠や髪、髭などは一種のアクセントとなり、この絵巻を繙いた者の目を面貌部分に集中させるのである。根拠の二つめは、上下二段に配列された肖像のうち、下段の肖像の姿勢にある。『公家列影図』は、全肖像を一列に配する『天子摂関御影』や『天

表1　『公家列影図』の体裁

高さ	36.8 cm		
長さ	521.4 cm	肖像順次	肖像個数
第1紙	55.7 cm	1～4	4体
第2紙	58.7 cm	5～11	7体
第3紙	58.3 cm	12～18	7体
第4紙	58.5 cm	19～25	7体
第5紙	58.5 cm	26～32	7体
第6紙	58.1 cm	33～40	8体
第7紙	58.0 cm	41～47	7体
第8紙	58.1 cm	48～53	6体
第9紙	57.5 cm	54～57	4体
巻末極め	17.0 cm		

皇摂関御影』とは異なり、全五十七体の肖像を上段に二十九体、下段に二十八体、と二段に分け、一ヵ所を除き、稲妻型に配列している。そのうち上段の肖像の体の向きは、右の二点の肖像絵巻同様、巻頭の人物が画面やや左方向に、他は画面やや右方向に向けられており、顔の向きと体の向きがほぼ一致しているため、不自然さを感じさせない。ところが、下段の肖像は上段の肖像に対向するように背面を見せて斜め右方向に体を向ける一方、首を大きく右にねじって顔を正面に向けるという不自然な姿勢をとる。かかる姿勢で描かれたのは、面貌描写に主眼がおかれていたからに相違なかろう。

性格の第二点としてあげられるのは、この肖像絵巻は、制作者とその家の継承者以外の第三者に見せることを目的に制作されたものではなく、換言すれば、注文主の求めに応じて制作されたものではないということである。それというのも、「註文主・絵師・観者たちの場合は、像主の必然とする装束・装身具の類を熟知していたに相違ないのであり、それらのあいまいな描写は不謹慎のそしりをまぬかれなかつた」とされる鈴木敬三氏の指摘[15]にしたがえば、立涌文や飛雲文などのほかに、先例を無視して蕪や大根など通常用いることのない文様を袍に描く『公家列影図』の装束描写のありかた[16]は、後述するように特定の地位に就いた人物の肖像画集であるだけに、第三者の目に触れるとすれば、まさに「不謹慎のそしりをまぬかれな」い作品だからであり、かかる意味において制作者とその家の継承者以外の第三者の観覧に供することを目的に制作されたものではないと考えられるのである。

なお、如上の推測が妥当であるか否かを判断するためには、伝来のありかたが参考になろう。しかしながら、管見の及ぶ限りでは、この肖像絵巻が重要美術品に認定された一九三五年当時の所有者が実業家の前山久吉氏であったこと[17]、戦後、一九五一年に古美術商の瀬津伊之助氏から国が買い上げ[18]、文化財保護委員会の保管を経て京都国立博物

館に所蔵されるに至ったこと、この間の一九五二年に重要文化財に指定されたこと、[19]などがわかる程度で、当面の問題関心からすると最も肝腎の完成時から前山久吉氏の手に至るまでの経路は、現在のところ残念ながら不明である。

性格の第三は、この肖像絵巻は、制作者の何らかの時代認識を反映したものであろうということである。すでに黒田日出男氏が『天子摂関御影』や『天皇摂関御影』に関して注目されているように、[20]『公家列影図』もこの二点同様、巻頭の肖像の視線は巻末方向に向けられ、残る肖像のそれは巻頭の肖像に向けられている。それは、一つには全てを同一方向に向けるとバランスがとれないという技法上の問題によるのであろうが、同時に、制作者にとって特定の意味をもった時代が巻頭の人物から始まるという意識の表れとも考えられよう。さすれば、制作者の時代認識、もしくは制作意図を明らかにするためにも、誰が描かれているのか、その内容を確認することが必要とされるのである。

そこで問題となる『公家列影図』の内容については、これまでのところ、平林盛得氏の研究[21]が最も詳しい。平林氏は、他の研究者同様『天子摂関御影』との対比により、『公家列影図』の全肖像の像主の名前を推定されているが、氏の理解をまとめるならば以下の如くになろう。すなわち、第一に、永久三（一一一五）年に内大臣に任ぜられ、保安二（一一二一）年に関白に就任した藤原忠通をはじめとして、建長四（一二五二）年に内大臣に任ぜられた花山院定雅までの総計五十七名の大臣経験者が描かれていること、第二に、その五十七体の肖像の配列の順序は大臣への初任の順であること、第三に、摂関就任者も除外せず大臣への初任順に配列されていること、第四に、上限と下限が第一の如くであるとすると、この間に大臣に就任しながらこの絵巻に描かれていない者が若干名いること、第五に、『天子摂関御影』との比較のみでは像主名を確定しきれない肖像が複数存在すること、第六に、巻末の肖像が花山院定雅であるとすると、制作年代は建長四年以降であること、第七に、藤原信実、為継、伊信の三代のいずれかが『公家列影

図』もしくはその原資料に関与した可能性があるが、作者は確定しえないこと、の七点である。このうち、上述のように第四と第五の問題を考えることが本稿の課題であり、少なくともこの二点について一定の理解が得られないかぎり、他の論点に言及しても説得力をもちえないことは、はじめにでも述べた通りであるが、ここではひとまず平林氏の理解に従い、肖像の配列順序の原則にかかわる第二、第三の論点、および制作者に関する第七の論点について、若干の補足と考察を行っておきたい。

まず、第二の論点についてであるが、像主の名が確定している肖像の配列のありかたを見るかぎり、『公家列影図』の肖像は、平林氏が指摘されるように、初めて大臣に任ぜられた時点を基準に配列されており、その際の大臣の種類やその後の昇任の如何による区別はなされていないようである。ただし、同日付けで二人の人物が大臣に初めて任ぜられた例が複数あるが、その場合は例外なく上席の大臣に任ぜられた人物の肖像を先に配列している。この点も考慮に入れ、藤原忠通以降十三世紀中葉に至るまでに大臣に就任した人物を初任順に、換言すれば、『公家列影図』の配列原則にしたがって列記したのが表2である。[22]

次に、第三の論点について考えよう。ここで、摂政・関白に就任した者も、摂関への就任順ではなく、他の一般の大臣同様あくまでも大臣への初任順に並べられているという『公家列影図』の配列のありかたに注目するのは、それがこの肖像絵巻の性格の一端を明らかにするのではないか、と考えるからである。先に紹介した如く、『天子摂関御影』は大臣経験者を一括せずに摂政・関白に就いた者とそれ以外の一般の大臣とで巻を分けており、また現存する『天皇摂関御影』も少なくとも摂関と大臣を意識的に区別していることは間違いない。さすれば、摂関を特別視しない如上の配列のありかたは、『公家列影図』を他の肖像絵巻と区別する重要な特徴と見做してよいであろう。

ところで、平安時代後期以降、院政の開始や武家政権の誕生などによる政治構造の変化にともない、摂政・関白の政治的な権力とそれに基づく権威は、全盛期に比べ明らかに低下していた。しかしながら、その地位は道長・頼通の直系の子孫によって独占、世襲されており、それゆえ、鳥羽天皇の外戚であったところからその摂政になることを望んだ閑院流の藤原公実について、「ヒトエノ凡夫ニフルマイテ代々ヲヘテ、摂政ニハサヨウノ人ノイルベキホドノツカサカハ。サル事ハ又ムカシモイマモアルベキコトナラズト、親疎、遠近、老少中年、貴賤、上下、思ヒタル」と記す『愚管抄』の一節[23]からも容易に知られるように、摂政・関白は代々その地位を継承してきた特定の家に生まれた者のみが就任しうる特別な官職と意識されていたのである。また、九条道家がその惣処分状において摂関就任を家領相続の条件にあげ[24]、後年、この条件を満たしていた一条実経がその時点で未だ摂関就任を果たしていなかった甥の前右大臣九条忠家に家領の引渡しを要求した一件[25]からも明らかなように、摂政・関白は決して一般の大臣と同列に扱うことができない隔絶した地位と意識されていたのである。

もちろん、かかる意識は実際の摂関の政治的実力に裏付けられたものではなく、あくまでも観念上、形式上のものではあるが、それゆえにこそ、肖像の配列というまさに形式上の問題に投影されてしかるべきではあるまいか。にもかかわらず『公家列影図』が摂関を他の一般の大臣と同列に配列するのは、おそらくは、袍の文様が故実を無視していたのと同じ理由によるのではないだろうか。すなわち、現存する『公家列影図』は、制作者とその後継者以外の人物がこれを見ることを想定していなかったため、当該期の摂関についての社会的通念を無視して便宜的に大臣への初任順に配列したに過ぎなかったのではないか、と考えたい。

次に、この絵巻の制作者に関する第七の論点であるが、はじめにでも述べたように、制作者を特定しうる『天子摂

No.	氏　　名	大臣初任年月日	種類	年齢
32	徳大寺　公　継	承元 3　(1209). 4 .10	内	35
33	坊　門　信　清	建暦元　(1211).10. 4	内	53
34	**九　条　道　家**	建暦 2　(1212). 6 .29	内	20
35	三　条　公　房	建保 3　(1215).12.10	内	37
36	源　　実　朝	建保 6　(1218).10. 9	内	27
37	近　衛　家　通	建保 6　(1218).12. 2	内	15
38	久　我　通　光	承久元　(1219). 3 . 4	内	33
39	西園寺　公　経	承久 3　(1221).⑩.10	内	51
40	大炊御門　師経	貞応元　(1222). 8 .13	内	47
41	九　条　良　平	元仁元　(1224).12.25	内	41
42	**九　条　教　実**	安貞元　(1227). 4 . 9	右	18
43	**近　衛　兼　経**	安貞元　(1227). 4 . 9	内	18
44	西園寺　実　氏	寛喜 3　(1231). 4 .26	内	38
45	**二　条　良　実**	嘉禎元　(1235).10. 2	内	20
46	土御門　定　通	嘉禎 2　(1236). 6 . 9	内	49
47	九　条　基　家	嘉禎 3　(1237).12.25	内	35
48	三　条　実　親	暦仁元　(1238). 7 .20	右	44
49	大炊御門　家嗣	暦仁元　(1238). 7 .20	内	42
50	**一　条　実　経**	仁治元　(1240).10.20	右	18
51	衣　笠　家　良	仁治元　(1240).10.20	内	49
52	**鷹　司　兼　平**	仁治 2　(1241). 4 .17	内	14
53	**九　条　忠　家**	寛元 2　(1244). 6 .13	内	16
54	徳大寺　実　基	寛元 4　(1246).12.24	内	46
55	堀　川　具　実	建長 2　(1250). 5 .17	内	48
56	二　条　道　良	建長 2　(1250).12.15	内	17
57	花山院　定　雅	建長 4　(1252). 7 .20	内	35
	西園寺　公　相	建長 4　(1252).11.13	内	30
	西園寺　公　基	建長 6　(1254).12.25	内	35
	近　衛　基　平	正嘉 2　(1258).11. 1	内	13
	鷹　司　基　忠	弘長 2　(1262). 1 .26	内	16

注　(1)　No. の欄の数字は『公家列影図』の巻首からの配列の順位を示し、空欄は該当する肖像が存在しないことを示す。なお第 50 像、52 像、53 像、56 像、57 像の像主については諸説あり。

(2)　人名が太字で表記されたものは摂関就任者。

(3)　大臣初任年月日の欄の丸数字は閏月を示す。

(4)　種類の欄の内は内大臣、右は右大臣を示す。

表 2　大臣初任表

No.	氏　　名	大臣初任年月日	種類	年齢
1	**藤原忠通**	永久 3 (1115). 4 .28	内	19
	花山院家忠	保安 3 (1122).12.17	右	61
2	源有仁	保安 3 (1122).12.17	内	20
	中御門宗忠	天承元 (1131).12.22	内	70
3	藤原頼長	保延 2 (1136).12. 9	内	17
4	三条実行	久安 5 (1149). 7 .28	右	70
5	源雅定	久安 5 (1149). 7 .28	内	56
6	徳大寺実能	久安 6 (1150). 8 .21	内	55
7	中御門宗輔	保元元 (1156). 9 .13	右	80
8	藤原伊通	保元元 (1156). 9 .13	内	64
9	**藤原基実**	保元 2 (1157). 8 .19	右	15
10	三条公教	保元 2 (1157). 8 .19	内	55
11	徳大寺公能	永暦元 (1160). 8 .11	右	46
12	**藤原基房**	永暦元 (1160). 8 .11	内	17
13	中御門宗能	応保元 (1161). 9 .13	内	78
14	大炊御門経宗	長寛 2 (1164).⑩.23	右	46
15	**九条兼実**	長寛 2 (1164).⑩.23	内	16
16	平清盛	仁安元 (1166).11.11	内	49
17	花山院忠雅	仁安 2 (1167). 2 .11	内	44
18	源雅通	仁安 3 (1168). 8 .10	内	51
19	藤原師長	安元元 (1175).11.28	内	38
20	平重盛	治承元 (1177). 3 . 5	内	40
21	**近衛基通**	治承 3 (1179).11.17	内	20
22	平宗盛	寿永元 (1182).10. 3	内	36
23	徳大寺実定	寿永 2 (1183). 4 . 5	内	45
24	**藤原師家**	寿永 2 (1183).11.21	内	12
25	九条良通	文治 2 (1186).10.29	内	20
	三条実房	文治 5 (1189). 7 .10	右	43
	花山院兼雅	文治 5 (1189). 7 .10	内	42
	藤原兼房	建久元 (1190). 7 .17	内	38
	中山忠親	建久 2 (1191). 3 .28	内	61
	九条良経	建久 6 (1195).11.10	内	27
	大炊御門頼実	建久 9 (1198).11.14	右	44
	近衛家実	正治元 (1199). 6 .22	右	21
26	源通親	正治元 (1199). 6 .22	内	51
27	藤原隆忠	建仁 2 (1202).⑩.20	内	38
28	西園寺実宗	元久 2 (1205).11.24	内	61
29	花山院忠経	建永元 (1206). 3 .28	内	34
30	近衛道経	承元元 (1207). 2 .10	内	24
31	九条良輔	承元 2 (1208). 7 . 9	内	24

関御影』とこの『公家列影図』は共通の原資料を用いていることがほぼ確実視されている。かかる点からすれば、藤原隆信・信実に始まるいわゆる似絵の家に属する者の中にその制作者を求めようとする先の指摘は極めて蓋然性が高い、と評価できるように思う。そこで、以下では、この絵巻の制作者は隆信・信実の家系に属する者と仮定して検討を進めることにする。

『公家列影図』の配列原則と制作者に関する補足的検討は、ひとまず以上にとどめ、次に節を改めて当面の課題である像主の推定作業に移ることにしよう。

二　描かれなかった人々（その一）

あらためて表2を眺めてみよう。この表に示したように、藤原忠通の内大臣就任から花山院定雅の内大臣就任に至るまでの約百四十年間に、総計六十六名の人物が大臣に任ぜられている。[26] このうち、人名呼称が記された『天子摂関御影』との比較の結果、巻首からの肖像の順番を示す数字が付されていない九名――花山院家忠、中御門宗忠、三条実房、花山院兼雅、藤原兼房、中山忠親、九条良経、大炊御門頼実、近衛家実――に相当する肖像は現存する『公家列影図』には存在しないことが既に確認されている。この九名のうち、十二世紀前半に大臣となった花山院家忠と中御門宗忠については次節で検討するとして、ここでは、十二世紀末に大臣に任ぜられた三条実房から近衛家実までの七名について、彼らが描かれなかった理由を考えていくことにする。

さて、『公家列影図』第25像の像主と推定される九条良通は文治二（一一八六）年十月二十九日に、また、第26像の

像主と推定される源通親は正治元（一一九九）年六月二十二日に、それぞれ初めて大臣に就任している。この間に新たに七名が大臣に任ぜられているが、彼らこそ本節で検討の対象となる三条実房以下『公家列影図』に該当する肖像のない七人の貴族――三条実房、花山院兼雅、藤原兼房、中山忠親、九条良経、大炊御門頼実、近衛家実――なのである。『天子摂関御影』にはそれぞれの肖像を載せる彼らではあるが、如何なる理由で『公家列影図』には描かれなかったのであろうか。七名の名字からみても、特定の家系の者が何らかの理由により、例えば政治的な理由などによって排除されたとは考えがたい。

かかる疑問に対して、マリベス・グレービル氏は制作者側の事情にその理由を求めておられる。[27] すなわち、三条実房以下の七名のうち、九条良経と近衛家実については描かれなかった理由は不明とされながらも、[28] 残る五名については、藤原信実が『公家列影図』制作の原資料を描いたという前提にたって、信実の活動が諸記録からたどられなくなった時期と彼らの大臣就任の時期が重なるところから、「宮廷内での信実の立場が、なんらかの事情で悪化したため、肖像を描く機会が得られなかったと想像」され、『公家列影図』は「この家系に連なる画家の手によって残されたスケッチを利用して制作することに意味があった」と推定されている。

『公家列影図』制作の意味についてはひとまずおくとして、如上の氏の「想像」を支えるのは藤原信実の動向であるが、治承元（一一七七）年もしくは安元二（一一七六）年と推定されている彼の生年[29]からすると、問題の七名の貴族が大臣に就任した一一八〇年代末から一一九〇年代にかけて、彼は十代前半から二十代前半の青春期にあった。また、朝廷内における地位も正治元年八月の時点で「無官五位[30]」に過ぎなかったことからすれば、諸記録に彼の活動を認めることができないのは当然であり、「悪化」と評価しうるほどの立場には未だ立ちえていなかったのである。さすれば、

七名が描かれなかったのは、信実が若年であったからである、とみる向きもあろう。しかしながら、『公家列影図』の原資料制作者を信実に限定する必然性はなく、その父隆信をその一人に想定することも許されよう。また、一一九〇年代末には早くも隆信は老耄していたとされる石田善人氏の指摘[31]が正しいとしても、肖像を描く機会が大臣就任時のみに限定されていたわけではなかろうから[32]、如上のグレービル氏の「想像」は、いささか説得力に欠けるものといわざるをえないであろう。

それでは如何なる理由により七名は描かれなかったのであろうか。とりわけ問題となるのは、七名中最後に大臣に就任した近衛家実の場合である。彼は正治元年六月二十二日、言葉を換えれば、源通親が内大臣に任ぜられた同じ日に権大納言から右大臣に昇進しているのである。右大臣と内大臣の差こそあれ、大臣の初任日が同じ二人が何故かくの如く区別されているのであろうか。

かかる素朴な疑問を念頭において、七名の前後に大臣に任ぜられた九条良通と源通親の肖像に注目してみよう（図2参照）。

一見して気が付くのは、この二体の肖像の配置の特異さである。九条良通像と推定される第25像は第四紙左端上部に描かれ、また、源通親像と推定される第26像は、第25像の左隣にあたる第五紙右端上部に描かれており、その装束の右端は第四紙にまで及んでいる。前節で指摘したように、通常『公家列影図』の肖像は稲妻型に配列されており、この本来の配列原則に従えば、第25像の次に配置される肖像はその左ななめ下に描かれるはずであるが、該当する箇所に肖像はなく、上述の如く第25像のすぐ左隣に次の第26像が描かれているのである。連続する二体の肖像が隣り合って配置された如上の構図は、『公家列影図』にあっては例外的にここのみにみられるものであり、その下部の空白部分

の存在とあわせ、そこに何かしらの作為のあとを感ずることができよう。

そこで、あらためて第25像と第26像の下部の空白部分に注目すると、この部分に摺り消しの跡があることが確認される。この摺り消し跡の存在は既に中野玄三氏が指摘しておられるが、中野氏はこの摺り消しを根拠に、「第四、五紙の間に一紙欠失し、ここに実房・兼雅・兼房・忠親・頼実の五大臣影と、後京極摂政・猪隈関白の二摂関影が描かれていたであろうことは、第四紙の左端下段に笏を捧持する人物の前面が、第五紙の右端下段に裾が、それぞれ摺り消されているところからみて、確かであろう」とする傾聴すべき見解を明らかにされている。[33] 以下、中野氏が提起された一紙欠落説について、補足的な検討を加えながらその妥当性を考えよう。

まず注意すべきことは、第四紙の笏を持った人物の右半身の摺り消し跡と、第五紙の下襲の裾の摺り消し跡は、単一の肖像のそれぞれの部分ではない、ということである。それというのも、現存する摺り消しの跡に頭部および左半身のほとんどの部分が含まれてはおらず、二つの摺り消し跡を合体させても完全な人物像を復元することができないからである。このことから、第四紙で摺り消された肖像の残りの部分は第五紙以外の別の紙の右端下部に、第五紙の摺り消しの残りの部分は第四紙以外の別の紙の左端下部に、それぞれ描かれていた、と想定されよう。換言すれば、第四紙と第五紙の間に一紙または複数の紙の存在を想定しなければ、かかる不自然な摺り消し跡を合理的に説明することができない、ということなのである。では、そこに何紙存在したのか、といえば、九条良通と源通親の間に描かれてしかるべき大臣経験者が七名と、前節で確認した一紙あたりの肖像の平均個数七体に合致していることからして、欠落したのは一紙とみるべきであろう。かかる想定が許されるとすれば、第四紙の摺り消しの跡は九条良通についで大臣に就任した三条実房の肖像の一部であり、第五紙の摺り消しの跡は源通親が内大臣に任ぜられた同じ日に、上席

の右大臣に任ぜられた近衛家実の肖像の一部である、と考えることができよう。[34] さらに稲妻型の配列原則から、失われた一紙の上段に、花山院兼雅、中山忠親、大炊御門頼実の三像が、また下段には実房、藤原兼房、九条良経、家実の四像がそれぞれ描かれていた、と推測されよう。上述の第25像と第26像の特異な配置も、かくの如く上段に三体、下段に四体が配列された一紙が欠落したことを前提にすれば、得心がいこう。

かくして、構図上の特異性をも合理的に説明しうる一紙欠落説は極めて蓋然性の高いものと評価できるように思うが、これに対して、平林盛得氏は、第四紙の第25像の右袖の先端が第五紙に続かないことを指摘しながらも、第五紙の第26像の装束が第四紙に続いていることを根拠に、七人の肖像については、「本図制作のはじめから欠落が意識されていたもので、脱落による後欠とは考えられない」と、如上の一紙欠落説を否定され、一紙欠落説の立論の根拠である摺り消しの部分については、「余白で人物が描かれていない」との認識を示されている。[35]

そこで、平林説の主たる論拠である第26像の装束の描き方を図版で確認しよう。

問題となる左半身の装束の輪郭線は、一見すると、肩から袖にかけて自然に第四紙の方に伸びているようにもみえるが、全体的な印象からすれば、右袖をのびのびと伸ばした右半身に比べ、左半身はかなり窮屈に感ぜられる。そこで、さらに左袖の輪郭線に注目すると、第五紙から第四紙に入る直前でごくわずかではあるが画面上方に曲げられた輪郭線は、第四紙に入った途端に、第25像との間隔が狭いためか、今度は逆に画面下方にむけて急激にカーブしている。『公家列影図』においては、この第26像の左半身と同様に袖を極端に曲げた肖像として、藤原宗輔を描いたと想定される第7像をあげることができるが、片袖のみを曲げた前者に対して、両袖を曲げた後者の姿勢は、大臣初任時に既に八十歳であった藤原宗輔の身体的特徴を写実的に描いた結果によるものと思われ、不自然さを感じさせない（図

1参照)。つまり第26像の如く、右袖を伸ばす一方で、左袖を曲げた例は他に存在しないのであり、一見自然にみえる装束描写も、他の肖像のそれと比較するならば、かなり無理のある描写であるように感ぜられるのである。かかる不自然な装束描写が行われた事情を、以下のように理解することは許されないであろうか。すなわち、本来、第26像は現存する第五紙と三条実房らが描かれていた一紙にまたがって恰幅よく描かれていたのであるが、一紙が欠落したため、現存する第四紙に左袖を描かなければならなくなった。ところが、第四紙末の第25像との間隔が狭いため、左袖を自然な形に伸ばすことができず、補筆修整して左袖を曲げたのである、と。かく考えることができるとすれば、平林氏が自説の主たる論拠とされた第26像の装束描写のありかたは、むしろ、氏が批判された一紙欠落説の論拠の一つになりうるのであり、平林氏の見解には従いがたい、と考える。

以上、本節では三条実房から近衛家実に至る七名の大臣経験者に該当する肖像が現存『公家列影図』に存在しない理由を考察した。その結果、第一に、第25像と第26像の連続する二体の肖像が隣り合って配置された構図とその下部の空白部分の存在は不自然であること、第二に、右の空白部分、すなわち第四紙左端下部と第五紙右端下部に摺り消しの跡があること、第三に、描かれていない人物の数が一紙当たりの平均値に等しいこと、第四に、第26像の左袖の描写が不自然であること、の四点から、七名の肖像は描かれなかったのではなく、当初は描かれていたものの、絵巻完成後、何らかの事情により七名の肖像が描かれていた一紙が欠落紛失してしまい、現在に伝わらなかったものと判断したい。[36]

三　描かれなかった人々（その二）

現存する『公家列影図』の第一紙には、顔の位置で判断すると、四体の肖像が描かれている（図1参照）。これらの肖像の像主は、他の肖像同様『天子摂関御影』との比較から、第1像より順に、藤原忠通、源有仁、藤原頼長、三条実行、と推定されている。このうち、第2像の像主源有仁が権大納言から内大臣に昇進したのは保安三（一一二二）年十二月十七日のことであったが、同日付けで新任大臣がもう一人誕生している。大納言から右大臣に進んだ花山院家忠である。同日付けの場合、上席の大臣に任ぜられた者を先に配列するという『公家列影図』の原則にしたがえば、有仁の前に配置されるべきはずの花山院家忠の肖像は『公家列影図』には存在しない。また、大臣初任順でいえば、源有仁と藤原頼長の間に位置する中御門宗忠も、彼に該当する肖像をこの絵巻の中に見出すことはできない。この両名――花山院家忠と中御門宗忠――は何故『公家列影図』に描かれなかったのか、本節では、その理由を検討しながら、さらに『公家列影図』の始点についても考えてみたい。

まず、前節の結論の如き可能性――描かれていた部分が欠落・紛失した可能性の有無について検討しよう。

上述のように各像主が推定される四体の肖像の配列は、第1像の左ななめ下に第2像、第2像の左ななめ上に第3像、第3像の左ななめ下に第4像、と稲妻型の配列の原則が守られている。また、画面には摺り消し等の細工の跡も存在しないし、一節で確認したように、特定の箇所で料紙が切断された痕跡も見出せない。結局のところ、構図や体裁に関して、該当部分の欠落・紛失をうかがわせるような不自然さは、この第一紙の画面には存在しないのである。

さすれば、前節で検討した七名の場合とは異なり、花山院家忠と中御門宗忠の二人は制作当初より描かれていなかった、と判断することができよう。換言すれば、画面をみるかぎり、『公家列影図』の制作者はこの両名を描くつもりはなかった、と推測されるのである。

それでは、何故制作者はこの二人を除外して絵巻を制作したのであろうか。

これについて、マリベス・グレービル氏は、この二人が藤原隆信の活躍以前に死没していることにその理由を求めておられる。[37] 確かに、大臣初任時に六十一歳であった花山院家忠は保延二（一一三六）年五月に七五歳で没しており、また同じく大臣初任時に既に七十歳であった中御門宗忠は保延四（一一三八）年二月に病により右大臣を辞し、三年後の保延七（一一四一）年四月に八十歳で世を去っており、康治元（一一四二）年誕生の藤原隆信が直接彼らに対面してその面貌を描写した可能性は全くない。[38] それゆえグレービル氏の指摘は正鵠を射ているようにも思えるが、『公家列影図』第2像の像主に推定される源有仁の没年を考えた場合、いささかの疑念が残る。源有仁は久安三（一一四七）年正月三十日に病により左大臣を辞し、直後の二月十三日に没しているが、この時点で数え年でわずか五歳の隆信に有仁の肖像を描く力量が備わっていたとは思えない。結局のところ、氏の指摘によるかぎり、二人が描かれなかったことは説明できても、ほぼ同じ条件の有仁が何故描かれたのか、その理由を説明することはできないのである。[39]

ところで、一節で『公家列影図』の性格を考えた際に、巻頭の肖像の視線のみが巻末方向を向き、他が巻頭の肖像方向に向けられた描写のありかたは、巻頭の人物を始点として特別の意味をもつ時代が開始するという制作者の時代意識の反映であろう、と推測した。かかる推測が首肯しうるものであるとすれば、二人の除外を以下の如くに考えることはできないであろうか。すなわち、花山院家忠と中御門宗忠の二人は、制作者にとって特別の意味をもつ時代に

表3　12世紀前半の廟堂

	白河	鳥羽			源俊房	藤原忠実	源雅実	藤原忠通	花山院家忠	源有仁	中御門宗忠		三条実行
永久2 (1114)	法皇	天皇			左大臣80	関白	内大臣	権中納言	権大納言		権中納言		
3							右大臣	権大納言・内大臣	大納言				参議
4								20	55		55		
5	65	15	崇徳			40				15		藤原頼長	
元永元							60						
2			1		85					権中納言			40
保安元 (1120)										権大納言		1	
2					87歳	関白辞任		関白25	60		60		
3	70	20				45	太政大臣	左大臣	右大臣	内大臣20	権大納言		権中納言
4		上皇	天皇5				65	摂政					
天治元				後白河			出家					5	45
2													
大治元								30	65		65		
2	75	25		1		50	69歳			25			
3			10					太政大臣					
4	77歳							太政大臣辞任関白				10	50
5 (1130)													

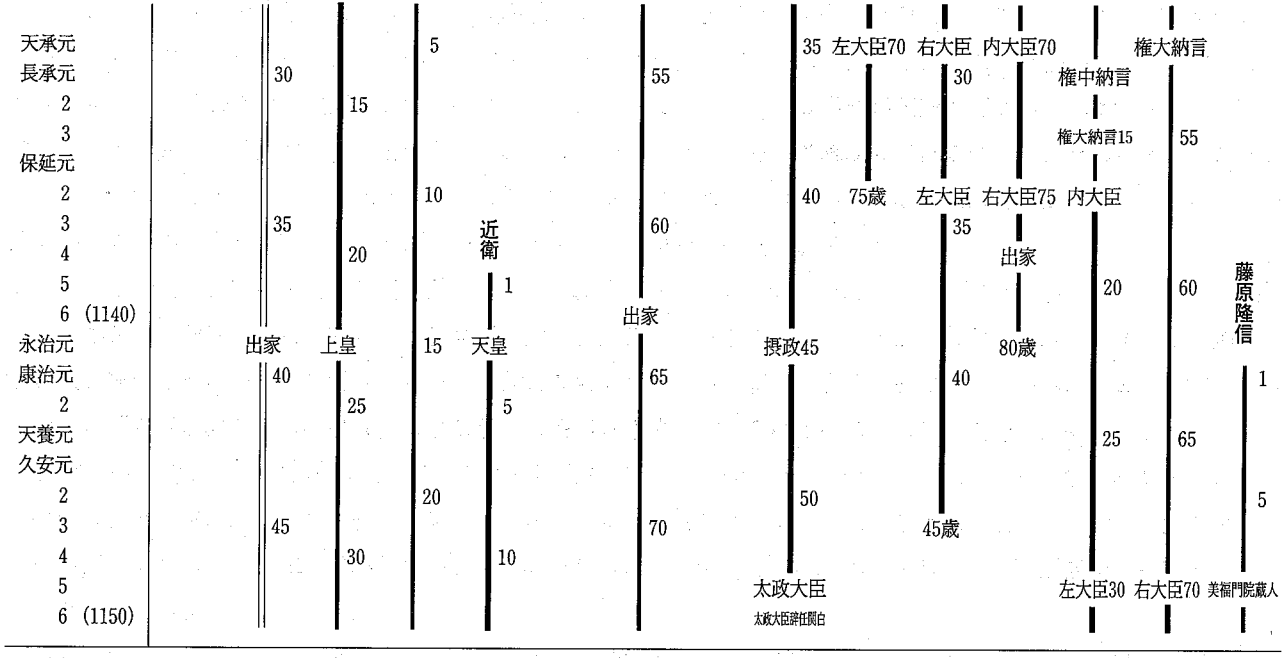

注(1) 線が引かれてあるところは生存中であることを示す。
(2) 二重棒線は治天の君であることを示す。
(3) 太い実線は天皇家の場合天皇在位中であることを示し、その他の場合は摂関在職中または大臣在任中であることを示す。
(4) 線の傍らの数字は年齢を示す。

は属さない人物なのであり、それゆえ『公家列影図』の制作にあたっては除外されたのであろう、と。

それでは、制作者にとって特別の意味のある時代はいつ始まるのであろうか。言葉を換えれば、『公家列影図』の始点はいつのことと意識されたのであろうか。勿論、『公家列影図』劈頭第1像が藤原忠通である以上、忠通に始まることはいうまでもない。

この点に関して、『天子摂関御影』の始点を考察された村井康彦氏は、摂関巻第1像の像主藤原忠通が平安末期以降鎌倉時代中期にかけて分立する近衛・鷹司・九条・二条・一条のいわゆる五摂家の共通の祖であることを重視され、「摂関影がその忠通からはじまるのはそれなりに意味のあることである」と、とされ、天皇巻と大臣巻がそれぞれ鳥羽天皇と花山院家忠を巻首におくのは、この摂関巻の始点に影響されてのことであるとする理解を示されている。[40] 五摂家の共通の祖ということからすれば、家格の形成に象徴される貴族社会の再編成の出発点、もしくは中世公家社会の起点とも評すべき藤原忠通に注目された村井氏の理解は、保安二（一一二一）年の忠通の関白就任以後に大臣に任ぜられた花山院家忠と中御門宗忠の肖像を収める『天子摂関御影』にあっては、首肯すべき妥当な理解であると考えるが、両者を除外した『公家列影図』の始点の説明とするにはいささか不十分であろう。

そこであらためて、十二世紀前半の大臣の補任状況を顧みると（表3参照）、『公家列影図』第1像から第3像までの像主、換言すれば、藤原忠通、源有仁、藤原頼長の三者によって廟堂が構成されていた時期があることに気付く。すなわち、中御門宗忠が右大臣を辞した保延四年二月二十六日以降、源有仁が左大臣を辞職した久安三年正月三十日に至るまでの約九年間、忠通が関白もしくは摂政の座にあり、有仁が左大臣、頼長が内大臣で、他に大臣は存在しなかったのである。家忠と宗忠の二人の大臣経験者が除外された理由を制作者の歴史意識に求める本稿の立場からすれ

ば、両者がともに廟堂から姿を消すに至った上記保延四年二月二十六日以降に『公家列影図』の始点は求められよう。また、この絵巻に描かれた人物のうちで最も早く廟堂を退いたのが源有仁であることに注目すれば、彼が描かれている以上、その始点を久安三年正月三十日以後に求めることはできない。かくの如く、描かれなかった家忠・宗忠の退任と描かれた有仁の退任から推して、『公家列影図』の始点はこの間の九年間に存する、と判断してよいのではあるまいか。

では、さらに具体的に時期を限定することはできないであろうか。『史料綜覧』等の年表を繙くならば、まず、この間の永治元（一一四一）年十二月七日の近衛天皇の受禅・践祚や、これに先立つ同年三月十日の鳥羽上皇の出家が目につく。しかしながら、前者についていえば、後世の人間からみれば、近衛天皇は皇統の傍流に過ぎないのであり、その践祚にある特別な時代の開幕などといった意義を見出したとも思えない。また後者についても、『天子摂関御影』天子巻第1像の鳥羽の法体に思い至る向きもあろうが、やはりそのこと自体に時代認識上の意義を見出すことはできない。むしろ、ここでは先に指摘した藤原隆信の生年がこの間の康治元（一一四二）年であることに注目したい。というのも、一節において、文様や摂関についての当該期の社会通念を無視した描写のありかたから、この絵巻は第三者の観覧に供することを目的としたものではない、と推定したが、かかる私的な性格をもつこの絵巻の制作にあたっては、天皇の践祚や治天の君の出家というが如き公的な出来事を始点と見做すよりも、制作者の家の家業である肖像画制作を創始した人物の生誕というまさに私的な出来事を始点と考えるほうが相応しいように思うからである。根拠としてははなはだ薄弱ではあるが、絵巻の性格から考えて、『公家列影図』の始点は制作者の家の祖ともいうべき藤原隆信の誕生におかれていたのではないか、と推測したいのである。

以上、本節では花山院家忠と中御門宗忠の肖像が『公家列影図』に存在しない理由を考え、その理由が制作者の歴史意識のうちにあるという想定のもとに、この絵巻の始点がどの時点におかれていたのかを考察した。その結果、この絵巻の制作者は保延四年二月二十六日から久安三年正月三十日に至る約九年間の間に始点をおいていたことが判明した。さらに、根拠は薄弱ではあるが、この絵巻の性格からみて、その始点は康治元年の藤原隆信の誕生ではないか、と推測した。

四　未確定像主をめぐって

現存する『公家列影図』には、像主の名前について研究者の間で議論が分かれる肖像や疑問が投げ掛けられている肖像が複数存在する。表4はこれらの肖像についての諸説をまとめたものであるが、この表からも明らかなように、問題となる肖像は巻末に集中している。本節の課題は、像主の名前が未だ確定していない肖像について、可能な限り像主を特定していくことにあるが、それと同時に、かかる肖像が何故巻末に集中するのか、その理由も問う必要があろう。そして、これらの検討を通して、『公家列影図』制作の下限を考えてみたい。

さて、前二節においては、『公家列影図』に該当する肖像が存在しない九名の大臣経験者について検討を加えたが、そこでえた結論から『公家列影図』における肖像の配列について、以下の如き仮説が導きだせよう。すなわち、『公家列影図』は、似絵の家の創始者である藤原隆信が誕生した康治元年を始点にして、その年に摂政であった藤原忠通と左大臣の源有仁、内大臣の藤原頼長の三者をはじめとして、この年以降の大臣経験者をもれなく初任順に配列した肖

像絵巻である、と。

かかる理解に立てば、大臣への就任順に合致する『日本肖像画図録』とマリベス・グレービル氏の説が蓋然性が高いように感ぜられる。というのも、例えば小松氏の説に即していえば、大臣への初任順によれば鷹司兼平像が配置されるべき位置に、何故兼平像ではなく鷹司基忠像が配置されたのか、そこに積極的な理由を見出すことは非常に困難であろうと考えるからである。しかしながら、かかる先入観は極力排して、今は『天子摂関御影』との面貌描写の類似性のみを手掛りに、像主の推定作業を行おう（図3・4参照[41]）。

まず第50像について。一条実経像説が有力であるが、中野玄三氏はこの肖像を鷹司兼平像と推定されている。そこで、『天子摂関御影』の実経像や兼平像と比較してみると、この肖像の細面の特徴からみて実経像と判断してよいように思う。

次に、鷹司兼平説と鷹司基忠説に分かれる第52像について。像主に想定される兼平と基忠は実の親子でもあり、それゆえ似ていて当然なのであろうか、『天子摂関御影』の両像との比較からは、父の兼平とも子の基忠とも決めがたいように思う。ひとまず、この肖像については、判断を保留する。

次に、第53像について。九条忠家説が有力視されるが、平林氏は近衛基平像の可能性も指摘されている。例によって『天子摂関御影』の両像と比較してみよう。実はこの二人は従兄弟の関係にあり、[42]

表4　未確定像主に関する諸説

No.	髭	『日本肖像画図録』	中野　玄三	平林　盛得	小松　茂美	M.グレービル
50	薄	一条　実経	鷹司　兼平	一条　実経	一条　実経	一条　実経
52	無	鷹司　兼平	鷹司　基忠	鷹司　兼平？	鷹司　基忠	鷹司　兼平
53	無	九条　忠家	九条　忠家	九条　忠家？ 近衛　基平？	九条　忠家	九条　忠家
56	無	二条　道良	二条　道良	二条　道良？	二条　道良	二条　道良
57	薄	花山院定雅	花山院定雅	花山院定雅？	花山院定雅	花山院定雅

注　(1)　No.の欄の数字は『公家列影図』の巻首からの配列の順位を示す。
　　(2)　各説の典拠は本文注(7)を参照。

どこかしら似通ったところがあって当然なのではあるが、幾分開き気味にした口元や目鼻は忠家像のそれに似ており、この像主は忠家であると判断する。

次に、第56像について。二条道良説が有力であるが、筆者の目には『天子摂関御影』の道良像との類似点をあげることは難しく、また、他に類似した肖像を見出すこともできない。二条道良説の当否はひとまず保留とする。

最後に、この絵巻の巻末に位置する第57像について。花山院定雅説が有力ではあるが、『天子摂関御影』の定雅像と比較すると、第56像同様、同一人物を描いたとする根拠を見出しがたい。さりとて、他に似通った肖像があるわけでもなく、結局のところ、この第57像についても、判断を保留せざるをえない。

以上、像主が未確定の五体の肖像について、『天子摂関御影』の該当する肖像と比較することによって、像主の推定を試みたが、結果は、第50像と第53像の像主についてのみ、それぞれ一条実経と九条忠家であると判断しえたに過ぎない。かくの如き惨憺たる結果におわった理由がどこにあるのかといえば、第50像と第53像を含む問題の五体の肖像が、それぞれ該当すると思われる『天子摂関御影』の肖像と似ていないからなのである。

そこで、あらためて像主について一応の結論をみた第50像、第53像と『天子摂関御影』の一条実経像、九条忠家像とを見比べてみよう。一見してわかるように、後者の二つの肖像がいずれも髭を蓄えた壮年時の相貌を描いているのに対して、『公家列影図』の一条実経像は髭であるのか画面の汚れであるのか判別しがたいほどに薄い顎髭が認められるにとどまり、九条忠家像に至っては髭が全く描かれていない[43]など、両肖像はいずれも像主の若年時の相貌を描いているのである。この点に留意して、判断を保留した残る三像をみると、驚くことに、第52像と第56像には髭がなく、第57像のみにごく短い口髭が描かれている。念のため、この三像の像主であることが最有力視されており、また大臣

就任順からいってもそれに相当するであろう鷹司兼平、二条道良、花山院定雅の三者の肖像を『天子摂関御影』で確認してみると、三像とも成人男子に相応しい髭を蓄えているのである。[44]

かく考えれば、一条実経、鷹司兼平、九条忠家、二条道良、花山院定雅、以上五人の肖像を描くに際し、『公家列影図』と『天子摂関御影』とでは異なる原資料が用いられていた、と断定しえよう。すなわち、『公家列影図』の制作にあたっては、こと五人の肖像に関しては、髭が生え揃う以前の相貌を描いた原資料が用いられたのである。[45]

如上の原資料についての理解を前提に、ここでは五人のうちで最も早く没した二条道良に注目してみたい。[46]

前述の如く、面貌描写の類似性を手掛かりとした検討では第56像の像主を道良と特定することはできなかったが、『公家列影図』の像主の配列の原則にしたがって、これを道良像とみることが許されるとすれば、『天子摂関御影』の肖像とあわせ、道良には少なくとも二種類の肖像があったことがわかる。髭のない肖像と髭のある肖像の二種類である。

ところで、二条家の嫡男として生まれた彼は、他の摂関家の子弟同様、元服後猛烈なスピードで昇進を累ね、建長二（一二五〇）年十二月十五日、十七歳にして内大臣の地位についた。さらにその二年後の建長四年には、右大臣、左大臣と昇進し、あとは摂関就任を待つばかりとなった。ところが、道良は、摂関就任を果たすことなく、正元元（一二五九）年十一月八日、二十六歳の若さで世を去ったのである。

かくの如く整理される道良の生涯からすれば、『公家列影図』成立の下限を正元元年十一月八日以降に求めることはできまい。なんとならば、遅くともその時点においては、『天子摂関御影』の原資料となったであろう髭のある肖像は描かれていたのであり、『公家列影図』はこの髭のある肖像を原資料に採用していないからである。さらにいえば、『公

家列影図』は道良の髭のある肖像が描かれる以前に完成していた、と見做しうるのではなかろうか。

あらためて確認すれば、第56像同様、『公家列影図』の配列原則にしたがって、巻末の第57像の像主を花山院定雅と推定することが許されるとすれば、『公家列影図』は花山院定雅が内大臣に就任した建長四年七月二十日以降、遅くとも正元元（一一五九）年十一月八日以前に制作されたのではないか、と考えたい。

以上、本節では、『公家列影図』の巻末に集中する像主の名前が未確定の肖像について検討を加え、その面貌描写に注目することによって、この肖像絵巻成立の下限について考察した。その結果、『公家列影図』は、建長四年七月二十日から遅くとも正元元年十一月八日までの間に制作されたのであろう、と推測した。

おわりに

以上、本稿ではとくに像主に注目することにより、『公家列影図』の内容や始点、さらには成立の下限などの問題を検討してきた。ここであらためて検討の結果をまとめておこう。

『公家列影図』は、似絵の家の創始者である藤原隆信が生まれた康治元年をその始点として、この年に摂政および大臣に在職・在任していた藤原忠通と源有仁、藤原頼長の三名を冒頭におき、これ以降の大臣就任者をもれなく初任順に配列した肖像絵巻であり、現存するこの絵巻に該当する肖像のない十二世紀末の七名の大臣経験者の肖像も、制作当初にはしかるべき位置に配列されていた。また、この絵巻の成立の下限は、面貌描写の特徴からみて、建長四年七月二十日から正元元年十一月八日までの間に求められる。

本来であれば、さらに制作者や制作目的など、成立にかかわる諸問題に言及しなければならないところではあるが、美術史については全くの素人である筆者の能力からすれば、右の結論がえられたことをもって満足し、筆を擱くことにしたい。

注

(1)『新修日本絵巻物全集』二六（一九七八年、角川書店）、京都国立博物館編『日本の肖像』（一九七八年、中央公論社）、『続日本絵巻大成』一八（一九八三年、小学館）などに全巻の図版が収められている。

(2) コロタイプ複製『天子摂関御影』（一九六八年、宮内庁書陵部）があるほか、前掲注（1）『新修日本絵巻物全集』二六、同『続日本絵巻大成』一八などに全巻の図版が収められている。

(3) 前掲注（1）『新修日本絵巻物全集』二六、同『日本の肖像』などに全巻の図版が収められている。

(4) 黒田日出男氏「九人の貴種の僧侶は誰か――資料としての肖像画の分析――」（『歴史の読み方1絵画史料の読み方』、一九八八年、朝日新聞社、後に黒田氏『王の身体王の肖像』、一九九三年、平凡社、に再録、本稿では後者に拠る）、二二四頁。

(5) 宮内庁書陵部「『天子摂関御影』解題」（一九六八年、宮内庁書陵部）、平林盛得氏「天子摂関御影と公家列影図――所収人名を中心にして――」（前掲注（1）『新修日本絵巻物全集』二六、所収）、二〇―二二頁、村井康彦氏「列影図巻とその時代」（同上書、所収）、七〇―七八頁、など。

(6)『天皇摂関御影』は各肖像の右上または真上に、『公家列影図』は各肖像の左肩に、それぞれ像主の人名呼称を記したと思われる短冊の貼付痕がみられるが、現在は剝落している。また、『天皇摂関御影』には奥書その他の記録は残されていない。なお『公家列影図』の巻末に貼り継がれた極書（鑑定書）については、本文で後述。

(7) 平林氏前掲注（5）論文、三〇―三一頁、中野玄三氏「作品解説」（前掲注（1）『日本の肖像』、所収）、二七五―二七六頁、など。

(8) 黒田氏前掲注（4）論文。なお、同論文において黒田氏は、天皇影の検討からこの絵巻の制作時期の下限が正安三（一三〇一）年であることを明らかにされている。

(9) 帝室博物館編『日本肖像画図録』(一九三八年、便利堂)、八八—九〇頁、平林氏前掲注(5)論文、三三—三六頁、宮次男氏「図版解説」(前掲注(1)『新修日本絵巻物全集』二六、所収)、一〇四頁、中野玄三氏前掲注(7)解説、二七六頁、前掲注(1)『続日本絵巻大成』一八、若杉準治氏「作品解説」(京都国立博物館編『王朝の美』、一九九四年、所収)、二三三—二三四頁、マリベス・グレービル氏「家業としての絵画制作——信実とその後継者の描いた肖像画——」(『美術研究』三六〇、一九九四年、池田忍氏訳)、三一—三三頁、など。

(10) 本稿における像主名の推定作業は、これまでの研究同様、基本的には人名呼称が記された『天子摂関御影』との比較によりこれを行っていくが、『天子摂関御影』の人名注記について、中野玄三氏はそのいくつかに疑問があると指摘されている(中野氏「日本肖像画の諸問題その一」〈前掲注(1)『日本の肖像』、所収〉、二三六—二三七頁)。したがって、本稿の以下の考察が説得力をもつためには、本来ならば『公家列影図』の検討以前に、『天子摂関御影』の像主名を改めて確認しておく必要があろう。しかしながら、筆者の限られた能力ではこの課題に答えることはできない。ここではひとまず、『天子摂関御影』の人名呼称の表記は正しい、との仮定の上で考察を進めることにする。

(11) 前掲注(9)参照。

(12) 前掲注(1)『新修日本絵巻物全集』二六、一〇六頁所載の宮次男氏測定の「法量表」による。

(13) 二紙にわたって描かれている肖像については、顔の位置によって判断した。

(14) 平林氏前掲注(5)論文、三三頁、など。

(15) 鈴木敬三氏「似絵の装束について」(前掲注(1)『新修日本絵巻物全集』二六、所収)、八二頁。

(16) 袍の文様に関する故実は、一二三〇年代半ばに成立したと推定される中院通方編著『餝抄』(『群書類従』第八輯、所収)や十四世紀前半に成立したと推定される鷹司冬平編著『後照念院殿装束抄』(同上書、所収)を参照。

(17) 『重要美術品等認定物件目録』第壱輯(一九三六年、文部省)、二〇〇頁。

(18) 文化財保護委員会編『文化財保護の歩み』(一九六〇年、大蔵省印刷局)、六七六頁。

(19) 文化財保護委員会編『指定文化財総合目録』美術工芸品篇(一九五八年、大蔵省印刷局)、一一三頁。

(20) 黒田日出男氏「神と人と——「若狭国鎮守神人絵系図」を読む——」(『歴史の読み方8名前と系図・花押と印章』、一九八九年、朝日新聞社、後に黒田氏前掲注(4)著書に再録、本稿では後者に拠る)、二二〇頁。

(21) 平林氏前掲注（5）論文、三三―三六頁。
(22) 表2・表3（後掲）、および本文中で言及する大臣の初任や昇任、辞任、死没などの年月日と年齢は、『公卿補任』および『尊卑分脈』による。
(23) 『愚管抄』巻第四。
(24) 建長二（一二五〇）年十一月日九条道家初度惣処分状（『図書寮叢刊九条家文書』一、一九七一年、宮内庁書陵部、五―(1)号）によれば、九条道家は家領の大半をほぼ折半して一条実経と九条忠家に譲っているが、「於摂政（実経）并右府（忠家）子孫、遂前途、為家長者相伝領掌勿論、若不登大位、混俗塵者、専不足其仁歟、早返付家長者、可令惣領」、と述べ、「前途」を遂げ「大位」に登ること、すなわち摂関に就任することが家領相続の必要条件であることを明記している。
(25) 年月日未詳九条忠家陳状案（『図書寮叢刊九条家文書』一、一一―(1)号）。
(26) この六十六名はあくまでも大臣初任者の数であり、より上席の大臣に昇任した者や、一旦辞任もしくは解任された後、もとの地位に任ぜられた還任者の数は、これには含まれない。
(27) グレービル氏前掲注（9）論文、三八頁。
(28) グレービル氏は描かれなかった九人の名を、花山院家忠、藤原宗忠、三条実房、花山院兼雅、藤原兼房、中山忠親、大炊御門頼実、九条良経、近衛家実、の順に列記され、「先に列記した九名の欠落者の内、最後の二名がこの作品に描かれなかった理由はわからない」と述べられているが（同右）、大臣初任順にしたがえば、本文に明記したように大炊御門頼実の前にくる九条良経を、グレービル氏が何故頼実の後に記したのか、その理由はわからない。
(29) 米倉迪夫氏「藤原信実考」（『美術研究』三〇五、一九七八年）、二〇―二一頁。このほか藤原信実の生涯については、井上宗雄氏「藤原信実年譜考証――承久まで――」（森本元子氏編『和歌文学新論』、一九八二年、明治書院、所収）、同氏「藤原信実年譜考証――貞応から仁治まで――」（国東文麿氏編『中世説話とその周辺』、一九八七年、明治書院、所収）、などを参照。
(30) 『明月記』正治元年八月四日条。なお、この時点で信実は隆実と称していた。
(31) 石田善人氏「藤原隆信について」（小葉田淳教授退官記念事業会編『小葉田淳教授退官記念国史論集』、一九七〇年、所収）、三一九―三二四頁。
(32) 『吉記』承安三（一一七三）年七月十二日条や『玉葉』同年九月九日条・十二月七日条などの記述から、最勝光院内の後白河院の御

所の障子には高野御幸の模様が、また建春門院の御所の障子には平野行啓と日吉御幸の有様が描かれており、藤原隆信がそれぞれの御幸・行啓に供奉した人々の面貌を描いたことが知られる。これらの行事絵の性格を検討された池田忍氏は、その考察の前提として平野行啓と高野御幸の供奉者を特定しておられる(池田忍氏「院政期における行事絵制作をめぐって」(『学習院大学文学部研究年報』三四、一九八八年)。池田氏が根拠とされた『兵範記』嘉応元(一一六九)年三月十三日条・二十六日条をあらためて確認すると、高野御幸については、供奉者に花山院兼雅の名を、御送役の中に大炊御門頼実の名を、それぞれ見出すことができる。また平野行啓についても、三条実房、花山院兼雅、大炊御門頼実らの供奉が確認できる。行事の参加者すべてが描かれたかどうかは定かではないが、彼らが描かれた可能性まで否定することはできないであろう。

(33) 中野玄三氏前掲注(7)解説、二七六頁。同氏「公家列影雑感」(『絵巻(『新修日本絵巻物全集月報』二〇)』、一九七八年、角川書店、所収)、七頁、にも同様の指摘がある。なお、摺り消しには言及してはいないものの、『日本肖像画図録』も一紙の欠落を想定している(前掲注(9)『日本肖像画図録』、八九頁)。

(34) 前節で確認したように、『公家列影図』では同日付けで二人の人物が初めて大臣に任ぜられた場合、上席の大臣に任ぜられた人物の肖像を先に配列している。近衛家実像と源通親像の配列順序はこの原則に合致している。

(35) 平林氏前掲注(5)論文、三五頁。

(36) 確たる根拠があるわけではないが、問題の一紙の欠落紛失は、絵巻制作中ではなく、完成後のしかるべき時に起きた、と推測したい。とすれば、この絵巻は、完成後、部分的にではあるが手が加えられたことが予想される。それが、本文で言及した摺り消しと第26像の装束の補筆修正にとどまったのか、あるいはそれ以外の部分にも及んだのかを検討する必要があると考えるが、筆者の能力を超えるため、ここでは、かくの如き検討課題が存在することを指摘するにとどめたい。

(37) 前掲注(27)に同じ。

(38) 藤原隆信の生涯については、石田氏前掲注(31)論文のほか、井上宗雄氏「常磐三寂年譜考——附・藤原隆信略年譜——」(『国文学研究』二一、一九六〇年)、中村文氏「藤原隆信年譜——付・その和歌について——」(『立教大学日本文学』三八、一九七七年)、宮島新一氏「藤原隆信の生涯と才芸」(『MUSEUM』三九七、一九八四年)、などを参照。

(39) ただし、『公家列影図』の検討にあたって、藤原隆信の動向や前節でふれた信実の動向に注目された氏の視点そのものは十分に尊重されるべきであろう、と考える。

(40) 村井康彦氏前掲注（5）論文、七六頁。
(41) 本来であれば、像主確定の根拠となる『天子摂関御影』の各肖像を掲載し、大方の批判を仰ぐべきところであるが、筆者自身の不手際から、掲載することができなかった。御面倒でも、該当する肖像については、前掲注（2）の各種図録等で御確認いただきたい。
(42) 九条忠家の実父教実と近衛家平の実母仁子は同母兄弟である。
(43) 前述の如く、九条忠家像については、これを近衛基平像であるとする理解がある。近衛基平は文永五（一二六八）年に二十三歳の若さで亡くなっており、そのためか、『天子摂関御影』の彼の肖像には髭がない。
(44) 黒田日出男氏は絵画史料における髭に注目され、中世の俗人男子は基本的には「有髭」であったことを指摘されている（黒田氏「「髭」の中世と近世――髭から何がわかるか」〈前掲注（4）『歴史の読み方1絵画史料の読み方』、所収〉、二六―三〇頁）。
(45) 五人のうち、花山院定雅を除く四人は摂関家の子弟であったことから、いずれも十代で大臣に就任しており、その時点で髭が生え揃っていなかったことは十分想定しうる。一方、花山院定雅の大臣就任時の年齢は三十五歳であり、個人差を考慮に入れても、髭を蓄えていてもおかしくない年齢であると考える。この点からしても、第57像の像主を確定することが必要と考えるが、検討材料にかけるため、ここでは疑問を提示するにとどめ、第57像の像主については、『公家列影図』の配列の原則にしたがい、花山院定雅であると考えておく。
(46) 二条道良以外の四人の没年は、九条忠家が建治元（一二七五）年、一条実経が弘安七（一二八四）年、鷹司兼平と花山院定雅の二人が永仁二（一二九四）年である。

〔付記〕
『公家列影図』の調査や図版の掲載については、京都国立博物館、および同館・若杉準治氏の格別の御高配を賜りました。末尾ながら、感謝の意を表する次第です。
なお、本稿の主要部分は、一九九四年七月、北大史学会月例会において報告しました。